

個別施設計画

策定年月日	R4.4.1
-------	--------

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	気仙沼住宅		所管所属名称	職員厚生課	
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	職員住宅	小分類	知事部局職員宿舎
主要建物概要					
構造	鉄筋コンクリート	用途	職員宿舎	建築日	1997/3/21
経過年数	25	耐用年数	47	目標使用年数	47
運営方式	直営	管理者名称	気仙沼地方振興事務所	全延床面積(㎡)	1170.8
所在地	気仙沼市東新城三丁目9				
2 計画期間					
計画期間は令和4年から令和13年までの10年間とする					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	県職員宿舎規則(平成16年宮城県規則12号) 県職員宿舎整備計画(平成21年10月職員厚生課)		必要性の有無	有	
業務内容	主に県北区域(気仙沼地方振興事務所の所管区域内)を勤務地とする職員が居住する宿舎				
必要性の判断理由	現状の必要性判断は県職員宿舎整備計画による。 気仙沼区域は、他と比して民間賃貸物件が少なく、職員の住宅不足に対応する福利厚生目的に加え、円滑な人事異動のための人事政策的な目的のための施設として、今後も必要性は高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	気仙沼住宅は、人事政策上、今後も継続して使用していく必要があることから、長寿命化事業を実施し、施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和4年で築25年の比較的新しい宿舎であるが、平成15年に排水管改修工事を実施しているほか、東日本大震災による地盤沈下で被害が生じたものの修繕できない状況にある。そのほかの施設の損傷については、監視保全に努め、小破修繕で随時対応してきている。 また、次期の県有建築物保全点検の診断や点検結果を基に予防保全の観点から、令和9年以降に屋上防水及び外壁改修工事の計画修繕を行う必要がある。 以上を踏まえ、今後は管理に関する基本的な方針に基づき、計画保全を継続し、維持管理を行っていく。				
6 対策内容、時期及び概算費用					
7 財源内訳					